

令和 7 年第 3 回
笠間市農業委員会総会会議録

令和 7 年 3 月 25 日 開会
令和 7 年 3 月 25 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 7 年笠間市農業委員会第 3 回定例総会

〔令和 7 年 3 月 2 5 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 7 議案第 5 号 農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項による笠間市農業委員会
農地利用最適化推進委員候補者の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項による笠間市農業委員会
事務局職員の任免について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 7 議案第 5 号 農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項による笠間市農業委員会
農地利用最適化推進委員候補者の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項による笠間市農業委員会
事務局職員の任免について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

出席委員

2 番 高 野 尚 夫 君 1 1 番 鶴 田 英 樹 君

3 番	青 木 勝 照 君	1 2 番	長谷川 隆 君
4 番	石 川 馨 君	1 3 番	山 口 忠 栄 君
5 番	伊 藤 孝 洋 君	1 4 番	小 沼 祐 君
6 番	柳 橋 泰 君	1 5 番	込 山 祐 一 君
7 番	入 江 保 夫 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
8 番	長谷川 愛 子 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
1 0 番	菅 井 亘 君	1 9 番	永 田 良 夫 君

欠 席 委 員

1 番 塙 博 光 君

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	松 本 高 彦 君

午後 1 時 3 1 分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君）

ただいまから令和 7 年第 3 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 18 名。よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により、3 番青木勝照委員並びに 4 番石川 馨委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の質疑を始める前に、事務局より報告がありますので、お願いいたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から議案に関する報告でございます。

3月24日に、農地法第5条の規定による許可申請の取下願の提出が2件あり、同日付で受理の通知をしましたので御報告いたします。

取下げの理由としましては、切土工事、造成工事が発生し、それに伴う必要な書類が不足しているためとのことであります。

このことによりまして、議案書7ページ、議案第3号の申請番号48及び議案書8ページの申請番号50は削除となります。

事務局からの報告は以上となります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の22について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号22番につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る3月21日午前8時より、指名調査委員全員及び譲渡人、譲受人、両名の代理人立会の上、現地を調査してまいりました。

また、申請人等につきましては、代理人さんより御連絡を頂きまして確認を取っております。

申請地、申請人、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

現地は、国道355号の笠間並木にありますイチゴ団地の中の一角の水田であります。

譲受人は、規模を拡大するためということで農地の取得であり、譲渡人につきましては、高齢のため作業ができないということで、売買するということであります。

条件の内容としては、農業に見合った農具等は確保しており、また、作る作物については水稻であるということでもあります。このことから、利用計画については十分だと思われます。

また、資金については自己資金であります。

その他、通風等については、良好な場所だと思われます。

権利関係については、売買ということであります。

以上の結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議のほどお願いをいたし

ます。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の23について、議席番号2番、10番委員より調査報告をお願いします。

10番。

○10番（菅井 亘君） 番号23について、調査結果を報告いたします。

3月23日、指名調査委員2名、申請人立会い、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、才木交差点から北に6キロメートル、旧東中学校を南に入り、涸沼川を渡りまして山際の畑になっております。

申請内容は、売買による権利の移転でございます。

申請の譲渡人は、高齢となりまして耕作が困難となり、今、管理を依頼している譲受人に渡すことにいたしました。

譲受人は、要請に応じまして、取得後、自家用野菜等を栽培する計画であります。

現地は、北側が畑、東側が山で南側畑、西側が道路になっております。

2筆になっております。

譲受人は専業農家であります。農機具等も数台保有し、計画どおり作業をする内容でございます。

特に問題点はないと思います。よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の24、25について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号24番、25番について報告いたします。

まず、番号24番について、調査の結果を報告いたします。

3月21日、指名調査委員2名、譲受人、譲渡人、立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請場所、目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、セブンイレブン友部旭町西原店の信号を南に500メートルほど行ったところにありました。

譲受人申請理由は、同居する父と、叔父である譲渡人の承諾の下、20年余り申請地を耕作してきたが、今回贈与してもらうこととなったため、譲渡人申請理由は、甥である譲受人に贈与するとのことでした。

現状も耕作がなされており、自家消費野菜を作る最低限の機械も備えております。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御

審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号25番について、調査の結果を報告いたします。

3月21日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。

申請人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、随分附集落センター西側20メートルほどのところです。

譲受人申請理由は営農拡大のため、譲渡人は要望に応えるとのことでした。

譲受人は、市外にて農地を借りて営農しているが、申請地の北側に現在、自宅を建設中で、自宅に隣接する農地を購入することによって利便性が図れるとのことでした。

機械類に関しては、耕運機、軽トラックなどは所有しておりますが、その他機械類に関しては、譲受人のパートナーの方が農業に関する法人に勤務しているので、その法人から借り受けて耕作するとのことでした。

権利関係は、売買による所有権移転となります。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の26について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（國谷博隆君） 番号26番につきまして、調査の結果を報告します。

3月23日、日曜日午前9時30分より、指名調査委員2名と受人立会いの下、現地調査を行いました。

申請地、申請人、目的等は議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線の滝川交差点、信号から南のほうへ、友部方面に約1キロ行って、大原グラウンドがありますけれども、その大原グラウンドを左側に下りて100メートルほど行ったところの右側の畑でございます。畑の脇は、譲受人の自宅がありました。

譲渡人は、高齢化により耕作することができない、それから譲受人は、家の脇なので野菜等を作るのに便利であるということです。

権利関係は、兄弟への贈与ということになっております。

譲受人は、農業を多少やっており、機械もそろっております。

畑は、南側が宅地で、東側と北側は道路で、それから西側は別の方の畑になってございます。

書類等も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の21から26につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の3について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号3につきまして御報告いたします。

3月21日、指名調査委員全員、申請人、申請代理人の立会いの下、現地確認を行いました。

申請場所、登記簿地目、面積、申請人等は議案書のとおりです。

転用目的は、現在居住している建物が経年劣化のため建替えが必要になり、居住している敷地では建築に必要な敷地が確保できない、それで隣接している申請地の畑を転用し、住宅用地としたいとのことです。

現地場所は、国道50号を筑西方面に進み、福原十文字交差点を右折し約500メートル進み、さらに右折し150メートル進んだ右側のところ です。

申請地の畑の状況は、コンクリートの破片、ブロック等があり、畑としての状態ではないため、始末書が添付されております。

隣接状況は、東側が畑、西側が道路、南と北側が宅地で、隣接地への日照、通風等によ

る農地等への影響はありません。

取水計画は、市水道本管より取出しを行い、排水計画では、汚水、雑排水を合併浄化槽による宅地内浸透処理、雨水排水は、宅地内浸透処理で対応することです。

なお、申請に関する書類も完備されており、許可相当と判断しました。御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の3につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の34、35について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号34、35について、調査の結果を報告します。

34、35とも譲渡人、譲受人が同一人のため、続けての報告となります。

3月21日11時より、指名調査委員2名と譲渡人と譲受人の代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

また、譲受人、譲渡人についての確認は、代理人さんより連絡を取って確認をしていただきました。

申請地、申請人、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

現地は、県立笠間高校の裏側の潤沼川を渡ったところとケーブデンキの前を通る信号の十文字より手前50メートルぐらいの左側の水田であります。現地は耕作されておらず、荒れている状態でありました。

譲渡人は休耕中であり、土地の有効利用ということを考えて、相手の要望に応じて売却することにしたということでもあります。

また、譲受人については、太陽光発電に条件の良い土地であるので、購入するということで決めたということでもあります。

取水、雑排水等は発生いたしません。

また、雨水等は自然浸透、その他、日照、通風、騒音の影響についてはございません。資金計画については、自己資金ということでもあります。

防草対策につきましては、定期的な除草作業を、特に道路のすぐ隣でありますので念入りにするように、代理人さんから譲受人の方に指導するようにお願いをいたしました。

権利関係については、売買ということでもあります。

以上の調査結果から、許可相当と判断をいたします。また、確約書も提出されております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の36について、議席番号2番、10番委員より調査報告をお願いします。

2番。

○2番（高野尚夫君） 番号36について、調査の結果を報告いたします。

3月23日午前8時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間消防署より北へ550メートルほど行った左側にありました。

権利内容は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、両親と同居しているが、居宅、駐車スペース等が手狭なためということです。

譲渡人の申請事由は、要望に応じるということです。

隣接状況は、東側が宅地、道路、南側が宅地、西側は道路、北側が畑です。

取水は市上水道より、雑排水は合併浄化槽を設け、浄化ユニットで宅地内処理、雨水は宅地内自然浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の37、38及び39について、議席番号7番、16番委員より調査報告をお願いします。

16番。

○16番（大橋正義君） 番号37について報告します。

3月21日、調査委員2名、申請代理人立会いの下、現地を調査してきました。

申請内容は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線北関東自動車道の高架下をくぐって、友部方面に500メートルほど行って、右に曲がって200メートルほど行ったところでした。

譲渡人の理由は、営農地の縮小を検討しており、売却を打診し、条件合意ができたためです。

譲受人の申請理由は、太陽光発電用地を探しており、譲渡人により打診があり、条件合意したためです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

隣接状況は、東側が山林、西側が通路、南側が宅地、北側が畑です。

太陽光パネル設置のため、取水計画はありません。雨水は敷地内浸透です。周辺への影響は特にないと見てきました。

以前、敷地に作業小屋があったようですが、現在は撤去されていました。そのため始末書を添付しています。

また、書類等もそろっていますので、許可相当と判断されますので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号38、39につきまして御報告いたします。

まず最初に、申請番号38です。

申請場所及び登記簿地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

3月21日、指名調査委員全員と推進委員、譲受人、譲渡人、申請代理人とで現地確認を行いました。

権利移転は、有償による所有権移転です。

申請理由としましては、譲受人は製材業を営営しており、敷地が2か所になっている。これに従いまして、製品移動等への動線が不便なため、今回、敷地2か所をつなぐ道路を造り、効率的な作業を行うということです。譲渡人は、譲受人の要望に応じるとのことです。

現地場所は、稲田中学校北側を笠間市方面に200メートル進んだ左側の畑です。

隣接状況は、東北側が宅地、南側が畑、西側が雑地で、周囲への影響はないと判断しました。

取水計画もなく、汚水、雑排水也没有ありません。雨水は自然浸透で行うとのこと。

以上が現地確認結果で、申請書類も完備されております。

引き続き、申請番号39について御報告します。

3月21日、指名調査委員全員、申請人、申請代理人の下、現地確認を行いました。

申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

転用目的は、自己住宅の建設で、内容は使用権です。

申請理由としましては、譲受人と譲渡人は親子関係で同居しており、今回、親である譲渡人が今回の農地法第4条の申請番号3号で自己住宅を建築するため、子である譲受人が農地の一部を借り受けるということです。

申請地の畑の現状は、コンクリートの破片、ブロック等があり、畑としての状態ではないため、始末書が添付されております。

隣接状況は、東側が畑、西側が道路、南、北側が宅地で、隣接地への日照、通風等の問題はないと思います。

取水計画は、市水道本管より取出しを行い、排水計画で汚水、雑排水は合併浄化槽による宅地内浸透処理、雨水排水は、宅地内浸透処理です。

なお、申請に関する書類も完備されており、許可相当と判断しました。御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の40、41及び42について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

4番。

○4番（石川 馨君） 番号40番から41番につきまして、報告をいたします。

初めに40番につきまして、3月21日に調査委員2名にて現地を調査してまいりました。

代理人に関しましては、電話で確認をしております。

申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、橋爪橋より矢野下方面へ東へ250メートル辺りの道路と涸沼川との間であります。

申請は、太陽光発電施設のための売買であります。

譲渡人は、休耕地であり耕作ができないので要望に応じることとなりました。

この近辺は、耕作をする人がなく、クズのツタに覆われた大変荒れたところであり、許可しても仕方ないのかなと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、41番、報告いたします。

同じく21日に、調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、南小泉集落センターより南へ100メートル辺りの六軒団地の中ほどにありました。

申請人は、現在アパートに住んでおりますが、自己住宅を建築したく申請するものであり、譲渡人は快く売買に応じるものであります。

隣接状況は、東側、栗畑、南側、西側、畑、北が道路であり、問題はないのかなと見てまいりました。

取水は市上水道、排水は合併浄化槽処理後、市道側溝への放流であります。雨水は敷地内処理であります。

申請面積が多少多めではありますが、西側と北側に法面を抱えており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号42番について、調査の結果を報告いたします。

3月21日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。

代理人、申請人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、柿橋団地公民館南側に100メートルほど行ったところにあります。

譲受人申請事由は、自宅敷地に進入するに当たり、道路の隅切りを取るためです。

譲渡人は、将来にわたり使用の予定がないためとのことです。

権利関係は、贈与になります。

また、進入路として使用していたため、始末書が添付されております。

隣接の状況は、一つ目が東側、畑、西側、道路、南側、畑、北側、通路、二つ目が東側、宅地、西側、畑、南側、畑、北側、通路です。

進入路のため、取水、雑排水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の43について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（柳橋 泰君） 番号43について、調査の結果を説明いたします。

3月19日、調査委員2名により現地を調査してきました。

内容については、代理人に電話にて確認しました。

申請人、申請地等については議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、岩間中学校の近くで、県道水戸岩間線の南側に面した土地です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電所は再生可能エネルギー利用促進の推進力として不可欠な存在との考えの下、条件のいい土地を見つかることができたので、早急に事業化した

いというものです。

譲渡人の申請事由は、休耕中で利用計画のない土地の有効活用を図るため、相手方の要望もあり、所有権移転の契約に応じることとしたというものです。

東側は道路、西側は畑、南側は畑、北側は道路で、日照、通風等、周囲への影響は問題ないものと見てまいりました。

資金計画は、自己資金によるものです。

敷地周辺をフェンスで囲い、定期的に草刈りする計画です。

また、雨水は敷地内自然浸透です。

その他、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の44について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（青木勝照君） 調査番号44番について、調査結果を報告いたします。

3月22日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスと県道上吉影岩間線が交差するところのパチンコ店の十字路を石岡方面に300メートルぐらい行った左の丁字路の右側の土地です。

譲受人の申請理由は、太陽光発電施設の建設です。

譲渡人は、相手の要望に応じることです。

現地を確認したところ、境界杭が二つしか見つからず、隣接地との境を確認することができませんでした。そこで境界を明確にして、その後、連絡するよう話しましたが、指定日までに連絡がなかったため、この申請は保留ということになっております。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の45から49について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（込山祐一君） 申請番号45につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月22日午前11時より、指名調査委員2名と譲受人、代理人、譲渡人の代理人立会いの上、現地を調査してきました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号バイパス沿いにあるセブンイレブン土師店を石岡方面へ約600メートルほど行った右側です。

譲受人の申請事由は、現在、資材置場が手狭となり業務に支障を起こしている状態で、

貸していただけると大変助かりますとのことでした。

譲渡人の事由は、体調不要となり農地として耕作できず、有効利用していただきたいということでした。

権利移転の内容は、賃貸借です。

隣接への影響ですが、東側が国道、西側、南側が太陽光予定地で、北側が畑、隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないと思われます。

この畑は、農地法第5条の規定による許可を得ないまま、碎石を敷き、プレハブが置かれたときもありまして、始末書が3月21日付で添付されております。現在は、プレハブは撤去されておりますが、碎石については、譲受人がそのまま利用するとのことでした。

その他、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 14番。

○14番（小沼 祐君） 申請番号46、47、続けて報告いたします。

申請番号46について、調査結果を報告いたします。

3月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、岩間第二小学校交差点を西へ200メートル行き、右折し15メートルの右側です。

譲受人の事由は、休耕地や耕作放棄地を有効活用し、再生可能エネルギーによる電力供給をするためです。

譲渡人の事由は、畑として利用する後継者がいないため、譲り渡すことにしました。

権利関係は売買です。

隣接状況は、東側宅地、西側宅地、南側道路、北側宅地、取水計画はなし、排水計画はなしです。雨水に関しては自然浸透です。

隣接への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

続きまして、申請番号47について、調査報告をいたします。

3月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、岩間第二小学校交差点から200メートル行った右側です。

譲受人の事由は、遊休地や耕作放棄地の有効活用し、再生可能エネルギーによる電力を供給するためです。譲渡人の事由は、畑として利用する後継者がいないため、譲り渡すこ

とにしました。

権利関係は売買です。

隣接状況は、東側宅地、西側道路、南側道路、北側道路。取水計画はなしです。雨水排水につきましては自然浸透です。隣接地への影響は、ないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 15番。

○15番（込山祐一君） 申請番号49につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月22日午前9時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入口の信号を小美玉方面へ400メートルほど行き、左に入った公道を約100メートル行った左側の休耕地です。

譲受人の申請事由は、長年休耕している畑を有効利用し、カーボンニュートラル事業の取組の一環として太陽光設備の敷設を行うとのことです。

譲渡人の事由は、高齢で後継者もなく土地管理に不安があるということで、譲り渡すとのことでした。

権利移転の内容は売買です。

隣接地への影響ですが、東側が水田、西側公道、南側と北側が太陽光発電設備です。農地への影響はありません。

周りの影響から見ると許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の39、41につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号の43、49につきましては、用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号44を保留とし、残りの案件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は、番号44は保留とし、残りの案件は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が2件となります。合計11筆、1万4,662平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書9ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号（機構・受け手間契約）は原案どおり決定されました。

次に、議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから12ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が８件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が８件となります。合計15筆、2万2,866平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書10ページから12ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号（一括契約）は原案どおり決定されました。

議案第５号 農業委員会等に関する法律第１７条第１項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第７、議案第５号 農業委員会等に関する法律第17条第１項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題といたしま

す。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第5号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者の決定について御説明申し上げます。

資料は、農地利用最適化推進委員候補者について、紙ベースのほうを御覧ください。

1、農業委員会に関する法律。（1）ということで、推進委員の委嘱ということで、一つ目の中点、農業委員会は推進委員を委嘱する。二つ目は、農業委員会は各推進委員が担当する区域を定めるということが農業委員会等に関する法律第17条に定められております。

（2）推進委員の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

（3）推進委員の定数ですが、13名ということで笠間市の条例で規定されております。

（4）推進委員が担当する区域ということで、市内を13地区に分けており、笠間地区が5地区、友部地区が4地区、岩間地区が4地区となっております。

2、推薦及び募集。（1）募集期間としまして、農業委員の募集と同一の期間で行いました。

（2）募集方法は、広報かさま（お知らせ版）、それと市のホームページを使って周知を行いました。

（3）募集の結果は、15名の募集がありました。内訳は、地区からの推薦が13人、個人での応募が2人でありました。

3、候補者の選考につきましては、（1）選考委員会を設置しまして、選考委員名簿の方々に選考をお願いいたしました。

（2）選考委員会の開催ということで、2月27日木曜日に選考委員会を開催いたしました。

裏面になります。

（3）候補者選考の考え方でございますが、法律では、丸、農地利用の最適化の推進に当たって、熱意と識見を有する者を選考する。

もう一つの丸、定数を超えた場合は、公平性や透明性を確保するために必要な措置（公平に選考）を講ずることという規定があることから、公平性を確保するため、選考委員会を設置し選考をしていただきました。

選考委員会では、選考に当たっての優先項目を設定し選考が行われております。

優先項目といたしまして、①市税の滞納がない者、②地域からの信頼がある者（地区推薦の認定農業者）、③青年・女性の登用、④地域のバランス、⑤経験・活動が多い者を設定し選考されました。

（4）選考の結果でございます。15名の推薦・応募の中から、各地区1名の13名を選考

していただきました。

表の見方としましては、縦に地区推薦と地区名、個人推薦、団体推薦、個人応募の別、横に推薦区分ごとの推薦・応募者数、推進委員候補者数となっております。縦に見ますと、地区推薦は13地区全てからございました。それから個人応募が2名おりました。

先ほどの選考に当たっての優先項目①市税の滞納がない者は、全員が滞納はございませんでした。優先項目②地区から信頼のある者（地区推薦の認定農業者）に基づき6名、また、認定農業者ではございませんが、地区からの推薦があった方7名を選考していただきました。

笠間市農業委員会の最適化推進委員候補者を1名ずつ御紹介させていただきます。議案書、議案第8号、13ページを御覧ください。議案書のほうにお戻りいただいて。

1番、笠間地区、大熊義勝さん。年齢は46歳で認定農業者の方でございます。

2番、大池田地区、館 直弘さん。年齢は70歳で現職の推進委員の方です。

3番、北山地区、大月英夫さん。年齢は70歳で現職の推進委員の方です。

4番、南山地区、稲田正寿さん。年齢は55歳で認定農業者の方となります。

5番、稲田・福原地区、柳橋好和さん。年齢は69歳で現職の推進委員の方です。

次に、友部地区になります。

6番、宍戸地区、栗原伴治さん。年齢は43歳の方です。

7番、友部地区、菊地康規さん。年齢は61歳で認定農業者の方です。

8番、大原地区、神原和彦さん。年齢は67歳の方です。

9番、北川根地区、赤津要次さん。年齢は53歳で認定農業者の方となります。

次に、岩間地区になります。

10番、上郷・下郷地区、川又久良さん。年齢は66歳の方です。

11番、吉岡・泉・市野谷・福島地区、柳原正之さん。年齢は67歳で認定農業者の方となります。

12番、土師・上押辺・柵山地区、田口賢寿さん。年齢は68歳の方です。

13番、下押辺・安居地区、持丸秀樹さん。年齢は68歳で現職の推進委員の方となります。

以上13名が笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱候補者でございます。農地利用最適化推進委員の候補者を決定するため、農業委員会の承認を求めるものでございます。

なお、農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、次期農業委員会へ申し送りをし、最終的には改選後の農業委員会で議決し、委嘱することとなります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

○9番（國谷博隆君） ちょっといいですか。資料で、岩間地区の記載が4か所書いてあるのだけれども、その前のページの真ん中辺に、岩間地区3地区って書いてあるのだけれども、これは4地区じゃなくて3地区でいいの。1の括弧4番。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） その資料が間違っています。4に訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第6号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について御説明申し上げます。

議案書につきましては、14ページになります。

3月18日金曜日に、人事異動の内示がございました。解任職員は、廣瀬美和子主査が都市建設部管理課用地管理グループ、グループ長として異動し、三次 登主任が退職となります。

任用職員は、環境推進部資源循環課、田所裕美係長が農業委員会事務局へ主査として異動となります。

また、上下水道部水道課の磯野浩宣課長補佐が農業委員会事務局へ再任用職員の主任として異動となります。

異動発令日は、令和7年4月1日となります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 6 号 農業委員会等に関する法律第26条第 3 項による笠間市農業委員会事務局職員
の任免について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 6 号は原案どおり決定されました。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第 9、報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知に
ついて、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通
知について御報告いたします。

議案書につきましては、15ページから16ページになります。

番号15は、耕作者変更のため、合意を解約するものです。

番号16は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

16ページになります。

番号17は、耕作者変更のため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知につ
いてを終わります。

報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の
結果報告についてを議題といたします。

番号の 2 について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（込山祐一君） 事業完了届 2 番につきまして、調査の結果を報告いたします。

3 月22日10時半より、指名調査員 2 名と届出人立会いの上、現地を調査してまいりまし
た。

届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

届出地については、届け出どおり改良工事が完了しておりました。

作付計画書のとおり、栗を植える予定であるということで確認をしてきましたので報告
いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第3回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時34分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

3 番 委 員

4 番 委 員